

小作争議調査表

No. 107

場 所	關 係 人 員	地 主 關 係 團 體	原 因	事 項 求	經 過
十倉市三萩野一宮川町	地主 木佐仁三郎 小作人 初時園六郎	小作人 關係團體 日農地九州聯合會三郎九太郎	此土地期限満了交渉一ヶ年小作料三倍半に上り、地主の都合で内交付期前 便に小作契約解除を申し立て、満了年の今日に至り、土地返還せず、小作料も納入せず、 為訴訟提起せられたり、小作料月費、振込に小作油停り申渡せり	土地返還要求	日農地解り、合地方が定地は変更を、農民利益、前途に陥り、あつて以下土地返上 に、全力を、争ひ、執事人として、準備を、厚す 七月十二日、調停委員会開催、大橋、石地、條件を以て、解決せり

(昭和十年七月分)

財團 協 調 會 福 岡 出 張 所

備 考	結 果
	<p>調停條次、木車 ○小作人石田重芳分 一、往來通り引渡り小作せりとのこと 二、小作料月費一月に納入せり 三、地主の承諾なく他は小作田經營せりとのこと 四、地主に依り、小作料引上げは、前日以前に双方合意の上、引上げ決定せりとのこと 録入の調停は、互動、双方は協定せず、地主農会幹部より、小作料停め、調停委員の協定に依り、 之、免規の場合、小作料も全免とのこと 六、並、地主他人小作せり、又は、倍返し返す、在り、地主引上りも、是、成りとのこと ○一方、要、大、分 一、地主は、在り、土地引上り、執行す、以、二、月、下、以後、は、不、可、平、換、を、す、とのこと 二、停、給、未、九、斗、と、現、金、千、三、百、を、割、引、し、七、月、三、日、迄、に、手、換、せ、り、とのこと 其、他、亦、決、定、せ、り</p>